様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月25日

香川県知事 殿

提出者

住　　所　兵庫県神戸市中央区磯辺通一丁目1番39号

氏　　名　泰和株式会社

代表取締役　田中　慎吾

電話番号　078-231-3700

循環型社会推進課 -6. 6.25 受付

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	泰和株式会社坂出工場
事業場の所在地	香川県坂出市昭和町二丁目2番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	製造業
②事業の規模	製品出荷額　253,082万円／年(令和5年度実績)
③従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
排出量	6,950.00	44.00		23.00	71.00		1.00	

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
排出量	6,120	40		10	20			0.01

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
保管場所を「汚泥」「廃プラスチック」「紙くず」「木くず」「金属くず」「水銀使用製品産業廃棄物」に別け保管している

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
特になし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	30.00							

（これまでに実施した取組）
特になし

②計画

【目標】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	30							

（今後実施する予定の取組）
特になし

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量								
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	685.00							

（これまでに実施した取組）
特になし

②計画

【目標】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量								
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	610							

（今後実施する予定の取組）
特になし

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								

（これまでに実施した取組）
特になし

②計画

【目標】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								

（今後実施する予定の取組）
特になし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和5年度）実績】　単位：t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
全処理委託量	6,235.00	44.00		23.00	71.00		1.00	
優良認定処理業者への処理委託量	6,026.00							
再生利用業者への処理委託量	209.00	44.00		23.00	71.00		1.00	
認定熱回収業者への処理委託量								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								

（これまでに実施した取組）
特になし

②計画

【目標】 単位:t

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず	金属くず	ばいじん	紙くず	水銀使用製品産業廃棄物
全処理委託量	5,480	40		10	20			0.01
優良認定処理業者への処理委託量	5,000							
再生利用業者への処理委託量	480	40		10	20			0.01
認定熱回収業者への処理委託量								
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								

（今後実施する予定の取組）
特になし

※事務処理欄

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

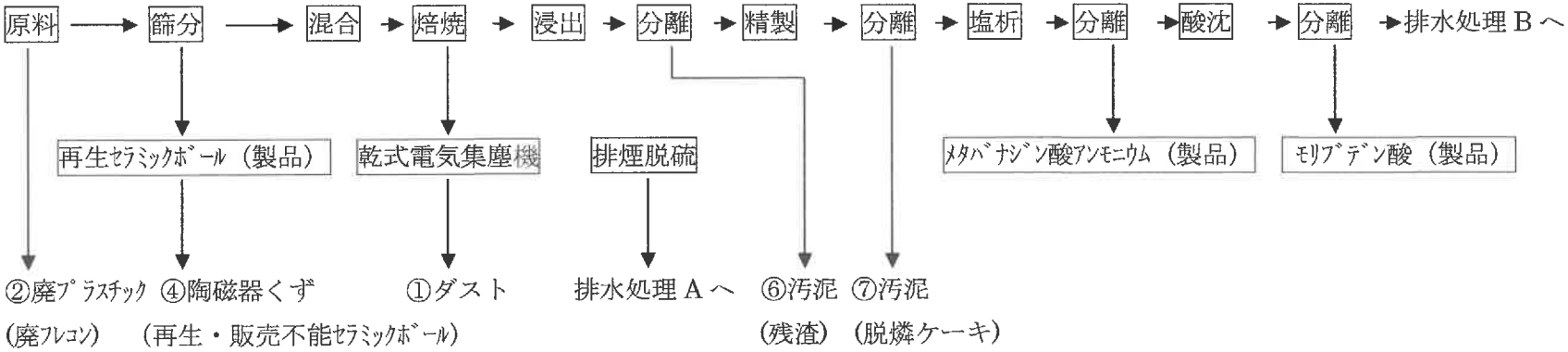

排水処理工程

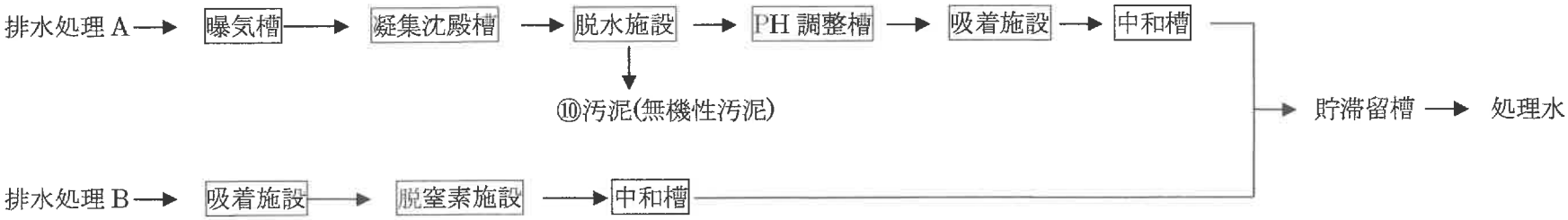

廃棄物処理のながれ

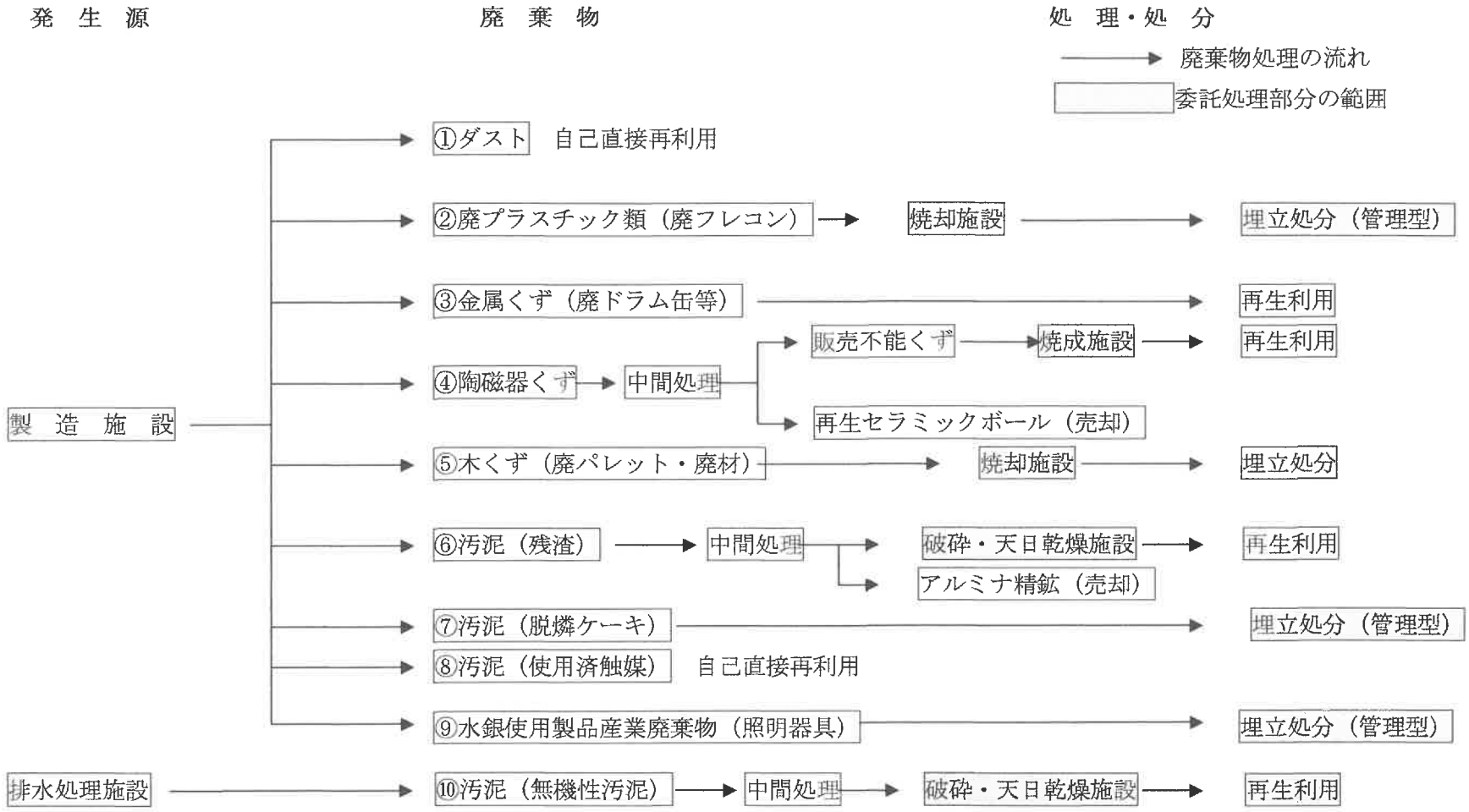
発生源
廃棄物
処理・処分
廃棄物処理の流れ
委託処理部分の範囲
製造施設
①ダスト
自己直接再利用
②廃プラスチック類（廃フレコン）
焼却施設
埋立処分（管理型）
③金属くず（廃ドラム缶等）
再生利用
④陶磁器くず
中間処理
販売不能くず
焼成施設
再生利用
再生セラミックボール（売却）
⑤木くず（廃パレット・廃材）
焼却施設
埋立処分
⑥汚泥（残渣）
中間処理
破砕・天日乾燥施設
再生利用
アルミナ精鉱（売却）
⑦汚泥（脱燐ケーキ）
埋立処分（管理型）
⑧汚泥（使用済触媒）
自己直接再利用
⑨水銀使用製品産業廃棄物（照明器具）
埋立処分（管理型）
排水処理施設
⑩汚泥（無機性汚泥）
中間処理
破砕・天日乾燥施設
再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

廃棄物管理体制図

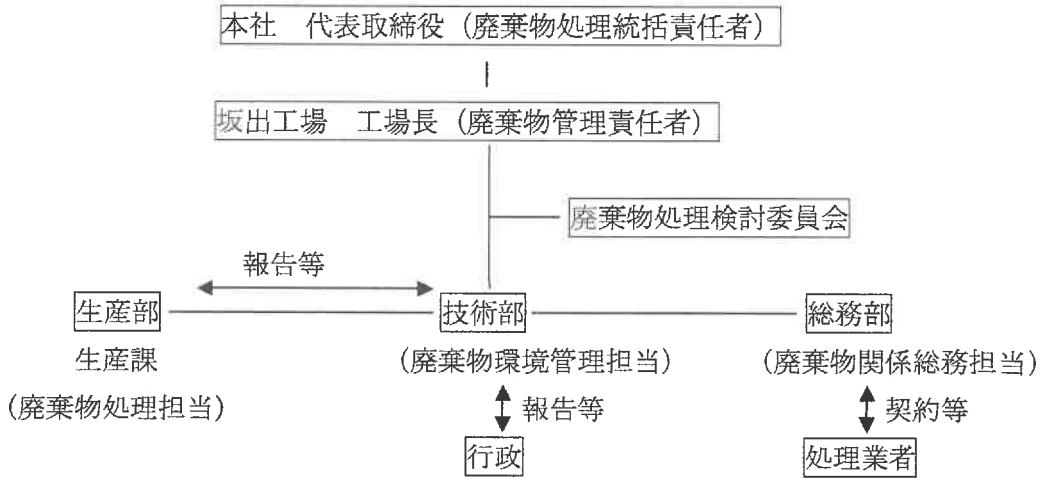

役割	廃棄物処理検討委員会	廃棄物の処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進など必要事項を検討する 委員長：工場長　委員：生産部、関連部署の課長
	廃棄物処理統括責任者	廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	廃棄物管理責任者（中間処理技術管理者）	廃棄物処理計画の作成 委託契約書の締結 監督官庁への各種報告 廃棄物の管理状況の把握 工場の廃棄物管理規定の策定 処理業者、再生利用者の調査・選定 社員に対する教育
	廃棄物処理担当者（中間処理技術管理者）	廃棄物処理施設の運転・維持管理
	廃棄物環境管理担当者	廃棄物の処理技術の検討 廃棄物処理施設の環境管理 廃棄物の各種分析
	廃棄物関係総務担当者	管理票の交付・管理